

平成 26 年度 岡山大学大学院法務研究科  
法学既修者前期入試 試験問題

## 民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

### 解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 6 枚である。
2. 問題は、問題 1～問題 3 までである（さらに小問がある）。配点は、問題 1 が 80 点、問題 2 が 35 点、問題 3 が 35 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。そのほか、問題 3 用の解答用紙が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること（問題 3 の解答用紙には、試験科目名の記入は必要ありません）。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

**【問題 1】** 次の設例を読んで、下記の設問に答えなさい。  
(解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。)

**【設例】**

Xは、岡山市内にある健康食品・薬品等を取り扱うA株式会社の従業員である。Xは、入社以来30数年間に蓄積した商品知識を生かして、退職後に健康食品・薬品等を販売する店を経営できればと考えたこともあったが、薬剤師その他の資格はもっておらずあきらめていた。ところが、Xが取引先を訪れた時に、「規制が緩和されるようで、薬剤師その他が常駐しなくても商品が販売できるようになるらしいですよ。」という話を耳にした。Xは、これで全ての商品が販売できるようになれば、夢が実現できると思った。数日後、Xがその話を妻に打ち明けたところ、妻からも、「応援したい。」という返事が得られた。しかし、Xは、規制緩和の有無・範囲等について、さらに詳しい調査をすることはなかった。

Xは、B不動産業者に相談し、Y所有の建物で丁度良い賃貸物件があるとの情報を得た。Xは、その建物を現場確認に行ったところ、駅に近く人通りも多いので気に入った。XはYに対して、「全面的な規制緩和があるので、健康食品・薬品等を販売する店を開くことにしました。」と述べて、賃貸借契約の申込みをした。それを聞いたYは、Xが思い違いをしていることに気付いたが、契約の申込みに応じた。

ところがその後、Xは、規制緩和は全面的なものではなく、主要な商品については規制緩和がされないことを知った。しかしそれでは、Xは、開店しても十分な収益が見込めず、賃料等を支払うと赤字になることが分かった。

**【設問】**

上記の事実関係において、Xは、Yとの賃貸借契約をなかったことにしたいと考えている。どのような主張ができると考えられるか。その理由も述べよ。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

**【問題 2】** 次の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

**〔問 1〕**

以下の概念について、簡潔に説明しなさい。

(1) 裁判上の自白の効力

(2) 固有必要的共同訴訟

**〔問 2〕**

Xが、Yを被告とし、「自分(X)が、ある土地(以下「甲地」という)の所有者である」として、甲地につき所有権確認請求訴訟(以下「本訴」という)を提起したところ、Xの請求を認容する旨の判決が言い渡され、その判決(以下「本訴判決」という)が確定した。その後、Yが、Xを被告とし、「自分(Y)が、甲地の所有者である」として、甲地につき所有権確認請求訴訟(以下「後訴」という)を提起した。

本訴判決の既判力との関係で、裁判所は、後訴を、どのように処理すべきであるか。根拠を示して説明しなさい。なお、本訴の最終口頭弁論期日以降、XY間において、甲地につき実体的法律関係の変動がないこと、及び、後訴においてYに確認の利益が認められることを前提に検討しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 下記の問1～問4に答えなさい。解答は、【問題3】用の解答用紙に書きなさい。

問1 下記の1～10の記述が正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記しなさい。なお、定款には別段の定めはないものとする。

1. 判例によれば、会社は固有の商人である。
2. 判例によれば、株式会社が営業の現物出資を受けた場合、会社法総則編の営業譲渡規制の適用も受ける。
3. 判例によれば、株式の共有にかかる権利行使者の選定は、共有者の全員一致によらなければならない。
4. 譲渡制限株式は、発行する全部の株式の内容として定めてもよいし、発行する一部の株式の内容としてのみ定めてもよい。
5. 最高裁判例の趣旨によれば、公開会社において、有効な取締役会決議を欠き、著しく不公正な方法による募集株式の発行等と評価される第三者割当増資であっても、当該発行等は有効と解される。募集株式の発行等は会社の業務執行に準ずるものであるためである。
6. 株主総会において、決議について特別の利害関係を有する者は議決権を行使することができるが、それによって議案が否決されたときは、株主総会決議の取消事由になる。
7. 判例によれば、第三者が善意である限り、代表権の欠缺を知らないことにつき第三者に重大な過失があっても、会社は会社法354条の責任を免れない。
8. 判例によれば、取締役会設置会社において、取締役と会社との間の取引につき、株主全員の同意がある場合には、利益相反取引としての取締役会の承認を受けることを要しない。
9. 会計参与設置会社ではない監査役設置会社では、計算書類の作成は監査役が行う。
10. 合同会社の社員は、労務出資が認められる。

《次頁に続く》

問2 公開会社であるA株式会社は、公開会社であるB株式会社の発行済株式総数の91%を有する。A社・B社ともに委員会設置会社ではない。このとき、次の11～17の記述が正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記しなさい。

11. A社の取締役は、B社の監査役を兼ねることができない。

12. A社の監査役は、B社の取締役を兼ねることができない。

13. B社が適法にA社株式を有する場合、B社はA社の株主総会における議決権を有しない。

14. B社が適法にA社株式を有する場合に、A社が、B社の有するA社株式を合意により取得するに際しては、A社においては、取締役会の決議を要し、株主総会の決議は要しない。

15. A社の監査役が、その職務を行うため必要があるときに、B社の業務及び財産の状況を調査するには、裁判所の許可が必要である。

16. A社とB社が、A社を存続会社とする吸収合併を行う場合、B社において株主総会の承認を要しない。

17. A社がB社の事業の一部を譲り受ける場合、A社において、株主総会の承認を要しない。

問3 次の文章の18～20につき、解答欄におさまるように、説明せよ。

株主の権利は、その内容に着目して自益権と共益権とに分類されることが多い。自益権とは（18 ー説明せよ）であり、共益権とは（19 ー説明せよ）である。この自益権と共益権との関係を自由に説明せよ（20 ）。

《次頁に続く》

問4 Aは、会社法上の公開会社であるY株式会社（種類株式発行会社ではない。）の株式1000株を有する株主名簿上の株主であったところ、平成25年8月1日、Y社株式1000株すべてをXに譲渡し、同日、XはAと共同してY社に対して株主名簿の名義書換請求をなしたが、Y社の過失により名義書換がなされなかった。

その後、Y社は、平成25年9月30日を会日とする株主総会（以下、「本件株主総会」という。）を招集したが、株主名簿の記載に従い、Aに対して招集通知を發し、Xに対して招集通知を發しなかった。このためXは本件株主総会に出席しなかった。またAも本件株主総会に欠席した。

Xは、平成25年11月10日に、招集通知漏れを理由に、本件株主総会における決議の取消しを求めて訴えを提起した。Xの請求は認められるか。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

事実関係を読んで、動機の錯誤が問題となる事例であることを分析できるか、条文(民法 95 条)知識が定着しているか、判例・通説の理解が正確にできているかを試す問題である。

問題 2

[問 1]

- (1) 弁論主義についての理解をはかる問題である。
- (2) 共同訴訟の類型と当事者適格についての理解をはかる問題である。

[問 2] 既判力の作用のあり方についての理解をはかる問題である。

問題 3

問 1・問 2 は、会社法の諸規定や最高裁判例の正確な理解を問う択一問題である。問 3 は、株式の内容をなす自益権・共益権についての基本的な知識を問う問題である。問 4 は、会社の過失による株主名簿の名義書換不当拒絶があった場合の株主の地位に関する問題である。最高裁昭和 41 年 7 月 28 日判決民集 20 卷 6 号 1251 頁を踏まえた解答が求められる。